平成２３年（フ）第１３１５号
愛知県海部郡蟹江町錦１丁目37番地２　中川タクシー寮201号
債務者　安田　富雄
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３３７号
愛知県東海市加木屋町畑尻11―１、住民票上の住所名古屋市緑区滝ノ水５丁目2106番地かんとりーメゾン滝の水202号
債務者　熊倉　達也
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３３８号
名古屋市名東区文教台２丁目203番地の２ビトック文教台３Ｆ
債務者　水谷　桂子（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３６８号
名古屋市中川区中島新町３丁目1602番地　第２おくむらマンション305号
債務者　藤原　正文
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４０１号
名古屋市港区春田野２丁目2101番地　ツインビレッジＢ棟202号
債務者　北野　貴子
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５８３号
神戸市灘区上野通４丁目３番20号、従前の住所神戸市灘区上野通２丁目１番７号　上野コーポ１Ｆ
債務者　岩山洋子こと　津村　洋子
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３１７号
愛知県小牧市郷中２丁目117番地　セジュール林202号
債務者　髙橋　増美
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４２０号
名古屋市西区南堀越１丁目12番６号　ライオンズガーデン南堀越905号
債務者　久保　祐介
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６３号
鹿児島県鹿屋市新川町895番地１　スターマンション207号、前住所鹿児島県鹿児島市鴨池１丁目８番３号　原田ビル401号
債務者　比嘉美智江（旧姓郷原）
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第８２号
鹿児島県肝属郡錦江町馬場68番地
債務者　村岡　英昭
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１２２号
神奈川県横須賀市大矢部５丁目11番６号
債務者　前田　　穂
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第９２号
福島県いわき市常磐白鳥町館41番地の６
債務者　矢内　清二
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第９３号
福島県いわき市常磐白鳥町館41番地の６
債務者　矢内　美子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第１１０号
福島県いわき市泉町３丁目18番地の13
債務者　長岡　愛子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第１３２７号
愛知県春日井市不二ガ丘１丁目156番地
債務者　市原　　満
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４６号
長崎県佐世保市十郎新町６番３号　Ａ３―302
債務者　奥野いつ子
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第９号
長崎県対馬市厳原町久田738番地フルムラアパート101、前住所福岡県福岡市西区上山門２丁目15番17号
債務者　古村　英子
1　決定年月日時　平成23年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係